

新型コロナウイルス感染症に関する大切なお知らせ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

農畜産業を営むみなさまへ

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられた農業者向けの以下の支援策をご紹介します。

① 高収益作物次期作支援交付金

[事業期間] 令和2年4月30日～令和3年1月31日

※2次募集締切は7/31。3次募集は決定次第お知らせいたします。

[交付金額] 50,000円/10a

(中山間地域等は55,000円/10a)

[対象者]

- ① 令和2年2～4月に野菜・果樹・花き・茶の出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者
- ② セーフティネット(収入保険、農業共済、野菜価格安定対策等)に加入中、または加入を検討している生産者
- ③ 令和3年度末時点で、高収益作物の作付面積を増加、または維持する生産者
- ④ 原則、農業委員会が管理する農地基本台帳に記載がある生産者
- ⑤ 下記の対象取組を実施できる生産者(1～4の中から同一圃場で2つ実施)
 1. 労働安全確認事項の実施 または 軽労化対策の実施
 2. 堆肥300kg/1a施用 または 被害防止技術導入
 3. 振興品目・品種等の導入
 4. 機械化体系化の導入

● 国の要綱・要領改正に伴い、要件や対象取組等の内容が変更となる可能性がありますので、ご注意ください。また、国の予算の都合上、交付は確実ではありません。

② 経営継続補助金

[事業期間] 令和2年5月14日～12月31日

※JA広島市の1次募集は7/15で終了。2次募集については決定次第お知らせいたします。

[補助金上限額] ● 単独申請150万円

● グループ(共同)申請1,500万円

[対象者] 農林漁業者

※常時従業員数20人以下で支援機関(JA広島市)の支援を受けることが必要

③ 持続化給付金

[申請期間] 令和2年5月1日～令和3年1月15日

[給付金額] 上限 個人:100万円 法人:200万円

[対象者]

- ① 個人事業者は税務申告をした農業者
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者

[対象期間] 令和2年1月～12月の売上

[申請方法] 原則 電子申請

(<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) にアクセス

※給付申請は1度限りです。必要書類等、詳しくは農林水産省HP等で申請要領等をご確認ください。

お問い合わせは、各支店窓口、営農指導員または 営農振興課 ☎ 082-870-5893まで

JA共済にご加入のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症^{※1}の被患により、入院された場合、**「疾病による入院」として、入院共済金のお支払対象**となります。^{※2}

(医療機関等の事情により、**宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合**も、所定の証明書をご提出いただくことで

入院共済金のお支払対象としてお取り扱いします。^{※2})

また、同感染症の被患により、万一の場合^{※3}、

災害給付特約、災害死亡割増特約等による

「災害死亡共済金」「災害後遺障害共済金」等の

お支払対象といたします。^{※2}

なお、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様に対して、

共済掛金の払込猶予期間の延長等、

特別な取扱いを実施しております。

※1.新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

※2.ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

※3.「万一の場合」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態に該当する場合のことです。

詳しくは、各支店窓口へお問い合わせいただくか、**JA共済のホームページ**をご覧ください。

(20340010166)

組合員・地域のみなさまへ

いつもJA広島市をご利用いただき、誠にありがとうございます。

JA広島市では新型コロナウイルスなどの感染症に対する予防策として、支店窓口・購買店舗での接客時および渉外・外商業務、営農指導時など就業中のマスク着用を徹底しております。

一方、これから夏期にかけて気温・湿度が上昇する中でマスクを着用して業務を行うことは、職員の熱中症リスクを高めるため、ソーシャルディスタンスが取れる場合(渉外業務でのバイク移動中、営農業務での圃場作業中等)において、マスクを外して業務をさせていただく場合がございます。

組合員・利用者のみなさまにおかれましては、何卒ご理解、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。